

県南広域振興局長告示第42号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の25第2項の規定により、指定一般相談支援事業者が指定一般相談支援事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

令和7年4月15日

県南広域振興局長 菅 原 健 司

事業所番号	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0330900028	相談支援事業所 ブナの木園	一関市大町3番48号	令和7年3月31日